

八街市業務継続計画（BCP）
【新型インフルエンザ等編】

平成28年11月
平成30年12月（改正）
令和4年4月（改正）

八 街 市

目 次

第1章 総論

- 1 計画の必要性
- 2 業務継続計画の目的
- 3 業務継続計画と行動計画の関係
- 4 業務継続計画作成に際しての状況想定
- 5 新型インフルエンザ等と震災の違い
- 6 業務継続計画の適用範囲

第2章 基本的な考え方

- 1 業務継続の基本方針
- 2 業務区分の設定及び選定基準

第3章 業務継続のための体制整備

- 1 職員の健康管理
 - (1) 個人が行う対策
 - (2) 職場で行う対策
- 2 庁舎内での感染予防・感染拡大防止策
 - (1) 庁舎内の感染拡大防止策
 - (2) 職場で行う予防対策
- 3 業務継続のための人員の確保等
- 4 特定接種の実施
- 5 その他

第4章 業務継続計画の実施

- 1 業務継続計画の発動及び業務の再開判断
- 2 発生段階ごとの運用
- 3 発生段階ごとの実施業務及び職員の出勤状況
- 4 業務継続計画運用上の注意
- 5 業務継続計画の発動及び解除の周知
- 6 研修・訓練等の実施
- 7 業務継続計画の見直し

業務継続計画（個票）

第1章 総論

1 計画の必要性

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

過去をさかのぼってみると、スペインかぜやアジアかぜ等、10年から40年周期で新型インフルエンザのパンデミックが発生しており、最近では平成25年に、これまで報告されることがなかった鳥インフルエンザ（A/H7N9）ウイルスの人への感染が中国において確認され、死亡者が出ている。

又、新型インフルエンザと同様に多大な影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、多くの人に健康被害を与えるだけでなく、本市の様々な行政サービスの継続に重大な影響を及ぼすおそれがある。

このような状況下において、本市における新型インフルエンザ等対策を確実に実施し、市民への感染拡大を可能な限り抑制するとともに、市民生活の維持に必要な不可欠な行政サービスを適切に提供していく必要がある。そこで、本市の業務を「優先業務」と「縮小もしくは中止・中断する業務」に分類し、平常時と異なる体制においても優先業務を円滑かつ的確に実施するため、「八街市業務継続計画〈新型インフルエンザ等編〉」（以下「業務継続計画」という。）を作成する。

なお、業務継続計画は、現段階で想定される被害状況や組織体制等に基づき策定するものであり、想定されない被害状況等においては、本計画の運用を弾力的に行うとともに、必要な体制作りや業務継続計画の見直し等についても、順次行っていく予定である。

2 業務継続計画の目的

業務継続計画は、次の3つの事項を主な目的として作成する。各課等は、業務継続計画に基づいた業務を適切に実施するため、必要に応じて個別マニュアルを整備する。

目的1：新型インフルエンザ等発生時の業務をあらかじめ定めることにより、八街市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）を適切に実行する。

目的2：新型インフルエンザ等への対応に加え、市民生活に必要な不可欠な行政サービスを維持するため、市の業務を「優先業務」と「縮小もしくは中止・中断する業務」に分類して対応することとし、その基本的な考え方を示す。

目的3：市の業務を継続するために必要な体制を整える。

（人員の確保、行政運営の維持、業務のマニュアル化等）

3 業務継続計画と行動計画の関係

行動計画は、新型インフルエンザ等の未発生期から国内、県内感染期、小康期に至る各段階に応じて、国、県、市、医療関係者、事業者、市民等がそれぞれ取り組むべき新型インフルエンザ等対策を定めるものである。一方、業務継続計画は、行動計画に定める新型インフルエンザ等対応業務を的確に実施するとともに、市民生活に必要な継続すべき業務へ人員を優先配置するなど、優先業務を実施するための事前計画である。

行動計画に基づき市が行う新型インフルエンザ等対応業務は、業務継続計画で定める発生時優先業務の中核となる。

○業務継続計画と行動計画の概念図

新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等	新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等	未発生期	優 先 業 務	（ 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 編 ）
		海外発生期		
		国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期		
		県内感染期		
		小康期		
	通常業務	継続業務		
		縮小もしくは中止・中断する業務		

4 業務継続計画作成に際しての状況想定

新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等に左右されるものであり予測は困難であるが、業務継続計画の策定においては、行動計画を基に下表の想定によるものとした。

項目	被害想定
発生する新型インフルエンザ等	感染力が強く、大部分の人が免疫を持っていない新型インフルエンザ及び感染症
罹患率	市人口の25%
流行期間	約8週間（その後流行の波が2、3回繰り返される。）
感染ピークの期間	2週間（流行期間中の4から5週間目）
職員の出勤率	60%（職員本人及び家族の感染等）

①感染力

感染力が強く、大部分の人が免疫を持っていない新型インフルエンザを想定する。

症状は未確定であるが、高い病原性により、爆発的な感染拡大や、入院を要する重症者や死亡者の発生率も季節性のインフルエンザよりも高くなると予想される。

②流行期間

流行期間については、一つの波が8週間（約2か月）続き、流行のピークは4～5週目の2週間とする。

なお、流行の波は2～3回あると言われている。

③職員への影響

流行のピーク（2週間）では、職員や職員の家族の感染等による出勤自粛・出勤困難を40%とし、職員の出勤率は60%とする。

5 新型インフルエンザ等と震災の違い

必要となる業務を確実に遂行しなければならない点では、新型インフルエンザ等も震災も同様であるが、その被害状況、影響度及び期間等は大きく異なる。

震災による被害は、人的被害のほか、建物・設備など地域の生活・産業基盤全般というハード面に被害が及ぶのに対し、新型インフルエンザ等による被害は、人的被害というソフト面に対する被害が長期化することで社会経済に大きな影響を与えるものである。

このため、震災では、速やかに業務を復旧させることが中心であるのに対し、新型インフルエンザ等では、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

新型インフルエンザ等と震災の被害の比較

	新型インフルエンザ等	震 災
発 生	海外での発生の場合には、国内発生まで期間があり、準備することが可能	突然発生する
直接的な被害の内容	主に人に対する被害で、時間の経過とともに被害が拡大する	人に対する被害に加え、道路・鉄道・建物・施設・設備等への被害が大きい

6 業務継続計画の適用範囲

業務継続計画を適用する範囲は、全庁とする。

対象とする市の業務は、新型インフルエンザ等対応業務及び各部課等において平常時に実施している業務（以下「通常業務」という。）とする。

なお、各部課等において、直接、指導監督する団体等で、最低限の市民生活の維持に必要な業務を行っている団体等については、事業継続計画を作成するよう指導することが望ましい。又、各部課等において、それぞれの業務の継続に不可欠な関連事業者に対しても、事業継続計画を作成するよう要請することが望まれる。

第2章 基本的な考え方

1 業務継続の基本方針

- ① 新型インフルエンザ等対応業務については、優先的に実施する。
- ② 通常業務のうち、市民生活に必要不可欠な業務は継続し、市民生活等に与える影響の少ない不急の業務については、職員の欠勤状況により段階的に縮小もしくは中断・延期する。
又、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中止する。

2 業務区分の設定及び選定基準

市の業務を「新型インフルエンザ等対応業務」及び通常業務を更に「継続業務」、「縮小もしくは中止・中断する業務」に区分する。

又、「新型インフルエンザ等対応業務」及び「継続業務」を「優先業務」と位置付ける。

高 ↑ ↑ 優 先 度 ↓ ↓ 低 い	優 先	新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 応 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画で取り組むこととされている業務 (新たに発生もしくは業務量が増加するもの)
	業 務	継 続 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画で市が取り組むこととされている業務以外で、市民の生命や生活、社会経済活動に重大な影響があるため縮小・中断が困難な業務
	縮 小 も し く は 中 止 ・ 中 断 す る 業 務		<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先業務には該当しないが、国内・県内感染期も完全に中断することはできず、業務内容を縮小しつつ継続する業務 ・ 流行が収まるまで中断することが可能な業務 ・ 感染拡大を防止する観点から、中止・延期することが望ましい業務

第3章 業務継続のための体制整備

1 職員の健康管理

業務継続計画に基づき最低限の市民サービスを維持するためには、新型インフルエンザ等対策に直接携わらない職員も含め、全ての職員が、市民への感染対策の最前線に立っての行動となることを自覚し、出勤不可能な状況とならないよう職員一人一人が対策を講じていくことが重要である。

新型インフルエンザ等が発生したときは、自分自身や家族も感染するおそれがある。まずは自己と家族の健康と安心が確保されていなければならない。このため、平素から自己と家族を守るため、新型インフルエンザ等に関する知識や対応策の習得、個人でできる健康管理を始め、各職場においても感染予防対策を実施する。

(1) 個人が行う対策

① 日頃から十分な栄養や睡眠・休養をとり、体調管理に努める。

人に元々ある病原体から身を守る免疫機能を高めるため、毎日の健康管理に努めることが大切である。特に、抵抗力の弱い妊娠している者のように感染すると重症化するおそれがある者については、体調変化に気を配り、感染が疑われる場合は、早期受診・早期治療を心がけることが重要である。

・ 体力保持には栄養の摂取が大切であり、体の修復を助け抵抗力を高める免疫抗体の主成分でもあるタンパク質やこれの生成や働きを高めるためのビタミンなど、栄養バランスのよい食事を摂るよう日頃から心がけること。
・ 睡眠は体や脳の疲れを取るのに重要で、睡眠中にストレスに抵抗し免疫増強作用のあるホルモンなどの分泌が行われる。規則正しい睡眠時間の確保が大切である。ストレスにさらされ続けると、免疫力が弱くなることは科学的に証明されており、自分なりのストレス解消法を見つけ、ストレスに負けない心身をつくること。

② 手指消毒を励行する。

感染予防対策の基本として、外出からの帰宅・帰庁後や不特定多数の者が触るような場所に触れた後は、手指消毒を行う。

又、感染者が居た場所などの消毒を行った際は、手袋を外した後に流水
・ 液体石鹸による手洗い又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指消毒を必ず行う。この水と液体石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去して感染リスクを下げ、又、60～80%のアルコール製剤で消毒することでウイルスは死滅する。

・ 液体石鹸による手洗いは最低15秒以上洗うことが望ましく、洗った後は、清潔な布やペーパータオルで水分を十分に拭き取ること。
・ 速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は直ぐに乾くため、タオルや水も必要なく簡便に使用できる。ただし、3ml以上を両手にまんべんなく広げること。

③ 咳エチケットを励行する。

ウイルスは、咳・くしゃみにより、ウイルスを含む5ミクロン以上の飛沫が、1～2m浮遊し、これを人が吸い込むことによって感染（飛沫感染）するが、咳エチケットによってこれを防ぐことができる。

＜咳エチケット＞

- ・咳やくしゃみをする際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどがない場合は口を袖口で抑えて極力拡散しないようにすること。
- ・鼻汁や痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てること。
- ・くしゃみや咳などを押さえた手から、ドアノブなどの周囲のものにウイルスを付着させないために、こまめな手洗いを心がけること。
- ・咳やくしゃみをしている人にはマスクの着用を積極的に促すこと。

④ マスクを着用する。

マスクを適切に着用することによって、飛沫の防止に努めるとともに、新型インフルエンザ等に罹患していない場合においても、感染予防の観点からマスクを着用する。

⑤ 家族で必要とする物品の備蓄に努める。

新型インフルエンザ等の発生後は、生産量の減少などによる生活必需品の不足やマスク等の買い占めによる品不足も想定されるため、最低限2週間以上の食料・日用品等を備蓄するよう努める。

これらの備蓄は、地震などの大災害の場合にも必要なものであることから、普段から備蓄内容の確認に努める。

(2) 職場で行う対策

① 通常業務における感染対策

日頃から手洗い・うがい・マスクの着用、咳エチケット等を徹底する。

又、出勤時をはじめ、庁舎内に入る場合の石鹸や消毒液を用いた手洗い、手指消毒を徹底する。

② 海外発生期から県内発生早期までは、発熱や呼吸器症状等を有し、かつ新型インフルエンザ等の罹患の疑い（新型インフルエンザ等発生国への渡航歴や患者との接触歴等）のある者は、居住地を管轄する相談窓口（保健所）に相談し指示に従うとともに、その結果を所属長に報告する。また、患者と濃厚接触した職員に対しては、必要に応じ休暇の取得や外出自粛の徹底を要請する。

③ 県内感染期において、新型インフルエンザ等の感染が認められた職員に対しては出勤停止の措置をとり、医療機関の受診を勧奨する。

2 庁舎内での感染予防・感染拡大防止策

新型インフルエンザ等発生時においても、行政サービスを提供していく基盤として行政機能を維持する必要がある。

そのためには、庁舎内での感染拡大を防止するため、感染経路を絶つこと（感染者との接触を最小限度にすること）及び感染を防止すること（こまめに清掃すること）を目的として適切に対応する必要がある。

（1） 庁舎内の感染拡大防止策

＜咳・くしゃみによる飛沫感染、接触感染の防止＞

- ・市民等に対し、手洗い・うがい・マスクの着用、咳エチケット等の励行を要請する。
- ・庁舎に出入りする際に手指消毒を行うための消毒薬（速乾性擦式消毒用アルコール製剤）を設置する。
- ・感染が拡大し、庁舎内で感染拡大防止を徹底する必要がある場合は、不要の来庁や発熱・咳、全身倦怠感などのある市民の来庁自粛を要請する。

＜感染防止の周知＞

- ・感染防止のため、市が業務継続計画を発動した場合は、窓口や業務の縮小、中止・延期、来庁自粛、来庁する場合のマスクの着用、庁舎や市施設への立ち入り制限等について、ポスター、ホームページ、やちまた配信メール等を通じて市民に広く周知し、理解と協力を求めていく。

（2） 職場で行う感染予防対策

- ・通常の清掃に加え、よく人が触れるところを、1日1回、又は必要に応じて回数を増やし、ふき取り清掃をする。
- ・職員が発症し、その直前まで勤務していた場合には、その職員の机やその周辺、触れた場所などの消毒用アルコールによるふき取り清掃を行う。
- ・清掃・消毒実施後は流水・石鹸でよく手を洗うか又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤で消毒する。
- ・相談業務の実施方法を変更する。

（例）

- ①窓口業務は、原則として電話、ファックス、Eメール等により実施
- ②書類の受け渡しは、郵送により、又は終息後に実施
- ③書類や図面が必要となる対面で行う相談業務については、マスク着用、人と人との距離の確保などの感染予防対策を講じたうえで実施

3 業務継続のための人員の確保等

流行のピーク期には、職員の出勤率が60%と想定され、通常業務のうち可能な限り縮小及び中止・延期等で対応した場合においても、優先業務の実施が困難となることが考えられる。このため、各課等において、優先業務等の遂行に必要な職員に不足が生じた場合は、部内で流動配置により対応する。部内においても対応困難な状況や、緊急的な対応が必要な状況が生じた場合には、全庁的な調整を実施する。

又、各課等では、所属長等の罹患により業務継続が不能となることのないよう、指揮命令系統の明確化を図るとともに、担当職員の不在を想定して、担当職員以外の職員も業務を行えるよう、事務処理マニュアルの作成整備や情報共有、優先業務、縮小もしくは中止・中断業務等を整理する。

4 特定接種の実施

国の示した特定接種に係る通達等に従い、該当する職員等に対する接種を行う。

5 その他

新型インフルエンザ等の予防と感染拡大を防ぐために必要な物資の確保と備蓄を平常時から計画的に進める。

(例)

- ・ マスクや手袋等の感染防止のための衛生用品
- ・ 消毒剤やスプレーボトル、ペーパータオルなどの消毒用品
- ・ その他感染リスクを減らすために必要な物品

第4章 業務継続計画の実施

1 業務継続計画の発動及び業務の再開判断

業務継続計画は、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された段階（海外発生期）で、国、千葉県、近隣自治体の状況を考慮のうえ、行動計画に定める対策本部の判断により発動する。発生段階に応じ、対策本部は各課等の長より所属職員の出勤状況及び同居する職員の家族等の罹患状況、並びに新型インフルエンザ等の感染状況の報告を受け、全庁的な視点から業務の継続、縮小もしくは中止・中断等について、市の方針を決定する。

対策本部の決定を踏まえ、各課等の長が業務継続計画における業務のうち、具体的な中止・中断する業務、縮小する業務を決定し、実行に移す。

縮小する業務に従事していた職員は、必要に応じ応援職員として優先業務に従事する。

又、小康期に入り、業務の再開及び平常時の体制への復帰に関する判断は対策本部が全庁的な視点から行い、これを踏まえて各課等の長が具体的に再開する業務を決定する。

なお、業務継続計画の解除については、感染状況、国及び千葉県、近隣自治体の状況等を総合的に考慮し、対策本部が決定する。

対策本部での決定事項については、各課等の長を経由して職員に伝達する。

又、指定管理者、委託事業者等への連絡や要請は、所管課が行う。

2 発生段階ごとの運用

海外発生期より発生する新型インフルエンザ等対応業務に万全を期するため、必要に応じ通常業務の中止・中断を行い、人員等を優先度の高い業務に集中させる。

その後、国内で発生し始めると、新型インフルエンザ等対応業務は増え、その業務を拡充する一方で、感染拡大を防止する観点から中止・中断する業務は積極的に中止・中断をし、縮小する業務については、職員の欠勤率に応じ段階的に縮小する。

小康期には縮小していた業務及び中止・中断した業務を順次再開し、平常時の業務体制へと戻す。

発生段階ごとの運用イメージ

		海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期) ～県内発生早期	県内感染期	小康期
優先業務	新型インフルエンザ等対応業務	実施	実施	実施	縮小準備 又は 一部停止
	継続業務	継続	継続	継続	継続
縮小もしくは中止・中断する業務		縮小準備 中止中断準備	縮小→→ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※職員の欠勤率に応じ段階的に縮小</div> 中止・中断	→→ 縮小 中止・中断	縮小業務再開 一部又は 全部再開

3 発生段階ごとの実施業務及び職員の出勤状況

新型インフルエンザ等対応業務及び通常業務の実施については、職員の出勤状況に応じ、原則として、下表の発生段階ごとに示すところにより対応するものとする。

4 業務継続計画運用上の注意

業務継続計画は、機械的に運用するのではなく、出現した新型インフルエンザ等の感染力、職員の欠勤率等を考慮し、弾力的、機動的に対応していく。

5 業務継続計画の発動及び解除の周知

業務継続計画の発動により、業務継続計画に沿って業務の実施体制を移行した場合は、ホームページ、広報やちまた、やちまた配信メールなど各種媒体を用いて、市民、事業者等へ周知を図り、協力を求める。又、小康期に入り通常の業務の実施体制に移行した場合も同様とする。

6 研修・訓練の実施

業務継続計画を的確に実行していくために、通常時においても、職員等への感染予防対策等の必要な情報の提供を行う。

又、適宜研修等の方法を検証する。

7 業務継続計画の見直し

業務継続計画は、その実効性を維持・向上させる観点から、次の場合には、適宜見直しを行う。

- ・ 新型インフルエンザ等に関する新たな知見が得られた場合
- ・ 行動計画を改定した場合
- ・ 組織を改正した場合
- ・ その他市長が認める場合